

平成21年4月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(行コ)第53号 政務調査費返還代位請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所平成20年(行ウ)第42号)

口頭弁論終結日 平成21年3月4日

判

決

名古屋市

控訴人(1審原告)

名古屋市

控訴人(1審原告)

名古屋市

控訴人(1審原告)

名古屋市

控訴人(1審原告)

名古屋市

控訴人(1審原告)

名古屋市

控訴人(1審原告)

控訴人ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

佐	久	間	信	司
杉		浦	英	樹
滝		田	誠	一
新		海		聡
佐		竹	靖	紀
間		宮	静	香
濱		寫	将	周
西		野	昭	雄
平		井	宏	和

同 小 島 智 史

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被控訴人（1審被告） 名古屋市 長
松 原 武 久
同訴訟代理人弁護士 林 肇
主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 本件を名古屋地方裁判所に差し戻す。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、名古屋市の住民である控訴人らが、名古屋市が自由民主党名古屋市議員団（以下「本件会派」という。）に対し交付した平成13年度分の政務調査費のうち1358万4541円が目的外に支出されており（以下これを「本件目的外支出」という。）、名古屋市は平成14年5月1日以降本件会派に対して同額の不当利得返還請求権（以下「本件返還請求権」という。）を有していたにもかかわらず、歴代市議会議長らが調査権限を行使しなかったため、名古屋市の長である被控訴人が本件返還請求権を行使しないまま、平成19年4月30日の経過により本件返還請求権が時効消滅し、名古屋市に損害が生じた旨主張し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、名古屋市の長である被控訴人に対し、平成14年4月30日から平成19年4月30日までの間

に名古屋市議会議長の職にあった者ら6名に対して損害賠償金1358万4541円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の遅延損害金の連帯支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

原判決は、本件訴えは適法な住民監査請求を経たものとは認められず（監査請求期間の徒過）、不適法であるとして、本件訴えを却下したところ、控訴人らが控訴した。

- 2 前提事実（関連法令等も含む。）及び当事者の主張は、以下のとおり、原判決に付加し、当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「第2 事案の概要」欄の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の付加

原判決9頁17行目末尾に次のとおり付加する。

「特に注意を要すべきことは、本件を平成19年最高裁判決の事案に漫然と当てはめようとした場合、そこにいう第1の怠る事実と第2の怠る事実の実質的な主体には同一性がないということである。すなわち、本件において、本件会派に対する本件返還請求権を時効消滅させたのは、歴代市議会議長による本件調査権の行使懈怠によるものというべきところ、市議会議長に本件調査権が付与された理由は、市長に調査権限を認めることによって市議会における会派や議員の政務調査活動の自由が害されることを防止する点にあるから、市長は市議会議長に対し政務調査費の調査に関して指揮監督することはできないはずであって、第1の怠る事実の直接の当事者は、名古屋市の首長である被控訴人ではなく、その指揮監督が及ぶ職員等でもなく、「職員等」には含まれない市議会議長というべきである。そして、市議会議長が地方自治法242条1項にいう「怠る事実」の主体たり得ないことは条文上明らかである。したがって、本件においては、平成19年最高裁判決がいうところの「第1の怠る事実」に該当する事実がそもそも存在しないのであり、本件は同判決の射程外の事案というべきである。」

4 当審における当事者の主張（本案前の主張）

仮に、控訴人らが1年以内に本件監査請求をしなかったとされる場合、そのことに「正当な理由」（地方自治法242条2項ただし書）があるか。

(1) 控訴人らの主張

控訴人らによる本件目的外支出の主張は、本件会派の平成13年度における共通経費の帳簿（以下「本件帳簿」という。）の写し（甲3）の記載を根拠とするものであるが、この本件帳簿の写しは、本件会派の元団長である西村健二氏（以下「西村氏」という。）と本件会派との間の訴訟において、西村氏が書証として提出したものの中に含まれていたものであり、議員団の内部文書として情報公開請求の対象外とされ、一般住民がその内容を知ることが不可能であった。控訴人らが本件帳簿の写しを入手したのは、平成19年12月28日ころ、別件訴訟における謄写記録を受領したことによるものであるが、その時点では本件帳簿が真正なものであるかを慎重に見極める必要があったのであり、その真正は、控訴人らが本件帳簿の写しと同時期に入手した本件会派の平成14年度分の帳簿の写しを証拠として行った住民監査請求において、平成20年3月28日付けでなされた名古屋市監査委員の決定（乙7）中の判断によって初めて明らかになったところである。控訴人らは、この決定を受け、なお議会の自律性と自浄作用による違法な政務調査費の返還を求めるべく、名古屋市議会議長に対し、同年4月15日付けで、平成13年度分について本件会派に返還請求をするよう申し入れたが、同月22日、同議長から特段の対応をしないとの回答がなされたことから、同年5月8日、本件監査請求を行ったものである。

最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決（判例時報1280号63頁等）は、「正当な理由」の要件として、①普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができなかったこと、②当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間

内に監査請求をしたことの2点を挙げているところ（以下これを「昭和63年最高裁判決」という。）、本件においては、上記のとおり、本件帳簿は本件会派が作成し保管していたものであり、内部文書として普通地方公共団体の住民である控訴人らが相当の注意力をもって調査しても違法支出を知ることができなかったことが明らかである上、控訴人らが本件帳簿の真正を知ったのは平成20年3月28日であり、そのわずか41日後に、しかも議会の自律性と自浄作用に期待してまず議長の職権発動を促しその返答を待った上で、本件監査請求を行ったものであるから、相当な期間内に監査請求を行ったものであることも明らかである。

(2) 被控訴人の主張

控訴人らは、複数係属していた控訴人らと被控訴人との間の別件訴訟において、文書送付嘱託により本件帳簿の写し（甲3）を入手した上、平成20年1月17日、その原本が本件会派によって作成された真正な文書であることを前提として本件帳簿の写しを証拠として提出しており、控訴人らが本件帳簿の写しを入手したと主張する平成19年12月28日ころには、本件目的外支出の事実を知ることができたというべきである。しかも、控訴人らは、平成20年1月30日には、本件帳簿の写しと同時期に入手した本件会派の平成14年度の帳簿の写しに基づき、本件会派の同年度の政務調査費共通経費に関し住民監査請求を行っていたものであるから、本件目的外支出についてもこれと同時期に住民監査請求をすることが可能であったはずである。

したがって、控訴人らが平成20年5月8日になって本件住民監査請求を行ったことに「正当な理由」があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの本件訴えは、適法な住民監査請求を経たものとは認められず、不適法なものであるから却下されるべきであると判断する。その理由は、以下のとおり、原判決を付加訂正し、当審における当事者の主張に対す

る判断を付加するほか、原判決「第3 当裁判所の判断」欄の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の付加訂正

(1) 原判決11頁20行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「なお、控訴人らは、市議会議長に付与された本件調査権の独立性を強調し、それ故に前記（付加訂正後の原判決）怠る事実Aの実質的主体が市長ではなく市議会議長であり、市長をその主体とする怠る事実Bとの間に主体の同一性がないなどとして、本件が平成19年最高裁判決の射程外である旨を縷々主張する。しかし、本件調査権の性質やこれに関する市議会議長の独立性が如何なるものであるにせよ、怠る事実Aの法的主体は、名目上のみならず実質上も、市議会議長ではなく、名古屋市の長たる被控訴人なのであり、怠る事実Bとの間に主体の同一性がないとは認め難いところであって、他に、本件を平成19年最高裁判決の射程外であると考えらるべき合理的な理由はない。

また、控訴人らは、本件においては怠る事実Aがそもそも存在しない旨の主張をするが、上記（付加訂正後の原判決）認定説示に照らし、採用することはできない。」

(2) 原判決11頁21行目冒頭から24行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、控訴人らにより本件監査請求がなされたのは、監査請求期間の終期である平成20年4月30日を経過した後の同年5月8日であるから、本件監査請求は、1年の監査請求期間を経過してなされたものというべきである。」

3 当審における当事者の主張に対する判断（正当な理由の有無について）

(1) 証拠（甲3, 4, 乙4, 5, 6の1ないし3, 乙7）及び弁論の全趣旨によれば、本件会派の元団長である西村氏は、西村氏と本件会派との間の民事訴訟（名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第499号事件）において、平成19

年12月10日、本件帳簿を含む本件会派の帳簿（いずれも原本）を証拠として提出したこと、控訴人らは、本件会派との間の別件訴訟（名古屋高等裁判所平成19年（行コ）第14号事件）において、同月20日、上記民事訴訟の事件記録を対象文書として文書送付嘱託の申立てをし、その後これが採用されたこと、控訴人らは、上記採用にかかる事件記録の殆どを謄写し、同月28日ころには、本件帳簿を含む本件会派の帳簿等の写しを入手したこと、控訴人らは、本件会派との間の更に別の訴訟（名古屋地方裁判所平成18年（行ウ）第80号事件）において、平成20年1月17日、上記のとおり入手した本件会派の帳簿の写し（本件帳簿の写しを含む。）を、その原本の作成者を本件会派であるとして証拠として提出したこと、さらに、控訴人らは、同月30日、本件会派の平成14年度の政務調査費共通経費に関して住民監査請求を行ったが、その際の住民監査請求書には、上記入手にかかる本件会派の平成14年度の帳簿の写し（乙6の3）等に基づき、違法支出の事実が摘示されており、これら書類が事実証明書として添付されていたこと、控訴人らが上記のとおり同時期に写しを入手した本件会派の平成14年度の帳簿（乙6の3はその写し）と本件帳簿（甲3、乙6の2も同内容の写し）とは、同一形式の用紙を用い、費目も共通しているものが多く、使用されたゴム印も同一のものがあるなど、その体裁や記載内容等からして、連続性を有していることが一見してわかるものであること、名古屋市監査委員は、平成20年3月28日、控訴人らの上記住民監査の申立てにかかる本件会派の平成14年度の政務調査費共通経費につき、その一部に違法支出があった旨の判断を含む決定（乙7）を行ったことが認められる。

- (2) 以上の認定事実によれば、控訴人らは、自らを当事者とする複数の同種訴訟が係属する中で、平成19年12月28日ころには、本件帳簿の原本を謄写した写しを入手しており、この時点において、その原本の作成につき真正を疑うべき事情があったとはうかがわれないところであり、現に、平成20

年1月17日には、別件訴訟において、原本の作成者が本件会派であるとして本件帳簿の写しを証拠として提出していたものであって、これは本件帳簿の真正を前提とした行動であることは明らかであるから、平成19年12月28日ころには、控訴人らにおいて本件目的外支出の事実を知ることができたものと推認され、この推認を覆すべき事情はない。しかるに、控訴人らが本件監査請求を行ったのは、前記（付加訂正後の原判決）のとおり、その4か月以上も後の平成20年5月8日だということであるから、控訴人らの摘示する昭和63年最高裁判決に照らしても、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたものとは認め難く、控訴人らが平成19年4月30日から1年以内に本件監査請求をしなかったことに正当な理由があるとはいえない。

- (3) 控訴人らは、控訴人らにおいて本件帳簿の真正が明らかになったのは、本件会派の平成14年度の政務調査費共通経費に関する住民監査請求に対して名古屋市監査委員の決定がなされた平成20年3月28日であると主張し、同日を基準として、その41日後にすぎない時期に、しかもこの間に市議会議長への自主解決の申入れを挟んでなした本件監査請求には「正当な理由」が存する旨主張する。

しかしながら、平成20年3月28日よりもはるか前に、控訴人らが本件帳簿の真正を前提とした行動を取っていることは、上記認定説示のとおりであって、同日にならなければ本件帳簿の真正が明らかにならなかったとは到底いえないところであるから、同日を基準とした控訴人らの上記主張は認められない。また、前記認定のとおり、控訴人らは、控訴人らが本件帳簿の写しと同時期に入手し、これと体裁や記載内容において連続性を有していることが一見してわかる本件会派の次年度（平成14年度）の帳簿の写しに基づき、平成20年1月30日には、本件会派の平成14年度の政務調査費共通経費に関して住民監査請求を行っていることからすれば、控訴人らがこれと

同じ時期に本件目的外支出に関しても住民監査請求を行うことは十分可能であったといえるところであり（なお、住民監査請求は、控訴人らが同日提出した住民監査請求書（乙7の20頁以降）のように詳細かつ精緻な事実主張によらなくとも可能であると解される。），この点からしても「正当な理由」を認めることはできない。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 高 田 健 一

裁判官 尾 立 美 子

裁判官 上 杉 英 司

これは正本である。

平成21年4月24日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 此 下 陽

